平成２２年（フ）第３９２３号
東京都港区芝２丁目３―12―201
破産者　小倉　　功
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１６３号
埼玉県川越市大字砂久保162―46、開始決定時の住所埼玉県川越市熊野町16―39
破産者　武田　伸幸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８２８４号
東京都足立区千住橋戸町10―101
破産者　石山　　哲
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６３５号
東京都江戸川区江戸川１丁目17―155
破産者　西野　貴幸
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９１７９号
神奈川県鎌倉市常盤422―６―517
破産者　武川　憲一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９４８号
東京都小平市小川町１丁目2309―309
破産者　中田　隆男
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５８７号
東京都板橋区相生町１―13―510
破産者　関　　修一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１２８６号
東京都小平市小川町１丁目741―９―101、開始決定時の住所東京都小平市小川町２丁目1133―205
破産者　米森日出子（旧姓橘）
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６７５号
東京都三鷹市中原３丁目９番29号
破産者　有限会社大昇工業
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６７６号
東京都東村山市萩山町２丁目２－７―1003、開始決定時の住所東京都調布市深大寺元町４丁目６－４
破産者　山口　　繁
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６７７号
東京都東村山市萩山町２丁目２－７―1003、開始決定時の住所東京都調布市深大寺元町４丁目６－４
破産者　山口　妙子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０２４号
東京都板橋区成増２丁目35番12号　ケルン秀峰Ｂ―402、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区千石３丁目３番８号
破産者　有限会社セーフライト
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７９号
東京都千代田区神田小川町２丁目３番地13
破産者　サイファーゲート株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１８０号
埼玉県川口市並木２丁目25―16―603
破産者　石崎　利和
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１８２号
神奈川県横浜市鶴見区生麦５丁目25―３
破産者　巴　　正典
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２３７２号
東京都北区浮間３丁目34―10
破産者　後藤　順二
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４４０号
埼玉県幸手市大字下川崎404―１
破産者　石森　信一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５０７号
東京都府中市日新町３丁目９―15―207
破産者　和田　早苗
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２７８３号
東京都台東区台東１丁目28番７号
破産者　株式会社トリックス
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０８３号
千葉県市川市南八幡５丁目１番４号
破産者　有限会社プライドパッション
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０８４号
東京都港区芝４丁目５番15号
破産者　株式会社ＰＲＩＤＥ　ＨＥＡＲＴ
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部